

久喜市成人等歯科健康診査事業実施要綱の一部を改正する告示

久喜市成人等歯科健康診査事業実施要綱（令和元年久喜市告示第191号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条第1項中「、受診券」を削り、「「受診券等」」を「「個人番号カード等」」に、「提出し」を「提示し」に改め、同条第2項中「受診券等」を「個人番号カード等」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「成人等歯科健康審査」を「成人等歯科健康診査」に、「歯科健康診査健診票（様式第2号）（第10条において「健診票」という。）」を「成人等歯科健康診査健診票（様式第1号）」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「（様式第3号）」を「（様式第2号）」に、「、受診券及び健診票」を「成人等歯科健康診査健診票」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「様式第2号（第8条関係）」を「様式第1号（第7条関係）」に、「1 個人番号カード等」を「1 個人番号カードその他のもの」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「様式第3号（第10条関係）」を「様式第2号（第9条関係）」に、「成人等歯科健康診査受診券、成人等歯科健康診査健診票」を「成人等歯科健康診査健診票」に改め、同様式を様式第2号とする。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。